

職場のパワーハラスメントの予防・解決のために

愛媛労働局労働基準部監督課

今、職場のいじめ・嫌がらせの相談が増加しています。

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

平成24年3月15日、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」では、経済界、労働界、有識者の参画を得て、この問題の予防と解決に向けた「**職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言**」を取りまとめ、公表しました。円卓会議では、「どのような行為を予防・解決すべきか」といった観点から、職場のいじめ・嫌がらせ、いわゆるパワーハラスメントの概念や行為累計（ ）を整理し、こうした行為を「職場のパワーハラスメント」と呼ぶこととしました。その上で、この問題を職場からなくしていくために、企業や労働組合といった組織が取り組むとともに、一人ひとりにも、それぞれの立場から取り組むことを求めています。

職場のパワーハラスメントの行為類型

暴行・障害（身体的攻撃）

脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）

隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）

業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）

私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

厚生労働省では、今後、円卓会議での議論を踏まえ、この問題の予防・解決に向けた社会的気運の醸成するための周知・広報と、実態の把握に取り組んでいきます。

提言本文は、厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002d1om.html>)に掲載されていますが、平成24年10月1日からポータルサイトが開設される予定です。